

掲示期間 7.1-7.10

新潟市告示第 398 号

黒崎市民会館及び黒崎地区公民館並びに西新潟市民会館及び小針青山公民館  
使用料の徴収業務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、黒崎市民会館及び黒崎地区公民館並びに西新潟市民会館及び小針青山公民館使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 5 年 7 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収業務を行う施設

黒崎市民会館及び黒崎地区公民館（新潟市西区鳥原 909 番地 1）

西新潟市民会館及び小針青山公民館（新潟市西区小針 2 丁目 24 番 1 号）

2 徴収業務受託者

新潟市東区石山 1 丁目 3 番 3 号

株式会社 北日本ビルサービス

代表取締役 鈴木 勝彦

3 徴収業務委託期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで